議会議案第１０号

安中市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

安中市議会の個人情報の保護に関する条例を次のように改正する。

令和８年１１月２７日提出

提　出　者　　議会運営委員会

委員長　　小　林　克　行

安中市議会議長　　佐　藤　貴　雄　　様

安中市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

安中市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年安中市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

第５５条中「図る」を「図り、若しくは本人その他の者に損害を加える」に、「１年」を「２年」に、「５０万円」を「１００万円」に改める。

第５８条中「第２５条第１項の決定」を「開示決定」に改める。

附　則

この条例は、令和９年１月１７日から施行する。

説明資料

安中市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

新旧対照表　　（下線部は改正箇所）

現　　行	改　正　案
第55条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円 以下の罰金に処する。	第55条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図り、若しくは本人その他の者に損害を加える目的で提供し、又は盗用したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
第58条　偽りその他不正の手段により、第25条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。	第58条　偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。